

見積参加希望者様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛 宏
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 一般廃棄物収集運搬処理単価契約（筑後川上流総合管理所外）
- 2 履行場所 福岡県朝倉市江川1660-67
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 外2箇所
- 3 履行期間 契約締結の翌日から令和10年9月30日まで
- 4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出してください。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 朝倉市の一般廃棄物収集運搬業許可（旧甘木市区域）を有している事業者であり、別添仕様書等のとおり施行が可能であること。
- 3 見積書等
 - 1) 様式等 見積書の様式は別紙のとおりとします。見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載してください。
 - 2) 提出方法 電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は郵送による。（※電子メールアドレス、FAX番号は4)に記載のとおり）、なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名見積依頼書の件名を記載してください。
 - 3) 提出期限 令和8年10月5日 12時 まで
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 経理課 林田
TEL 0946-25-0113
FAX 0946-25-0133
メールアドレス nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
 - 5) 質問書 令和8年9月28日 12時 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌営業日の15時までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴収において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は令和8年10月6日12時までとします。
 - 7) その他 ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
② 見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積もりの取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知します。**
- 5 その他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、1ヶ月ごとの履行確認後の支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4) 契約にあたっては本業務1か月あたりの単価契約とします。見積書の提出にあたっては、仕様書条件下での1ヶ月あたりの単価を明記し、24か月分を積算し、総価でご提出ください。
 - 5) 契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。

一般廃棄物収集運搬処理単価契約（筑後川上流総合管理所外）仕様書

1. 業務内容

本業務は、独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所、小石原川ダム管理所及び寺内ダム管理所において、各管理所より排出される一般廃棄物を収集運搬処理するものである。

2. 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和10年9月30日までとする。

3. 履行場所

- 1) 福岡県朝倉市江川1660-67
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
- 2) 福岡県朝倉市江川2815-20
独立行政法人水資源機構 小石原川ダム管理所
- 3) 福岡県朝倉市荷原1516-6
独立行政法人水資源機構 寺内ダム管理所

4. 収集日

各収集場所において、可燃物は週2回以上とし、資源ゴミ・不燃物については毎月1回以上とする。なお、廃棄物は各収集場所に設置している収納庫等から搬出するものとする。

ただし、作業日が土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの間は翌日以降の平日に繰り越すものとする。

5. 廃棄物

運搬処理する廃棄物は次に掲げるものとする。

- 1) 可燃物（紙、ビニール、布等）・・・・・・・・・・週2回以上
- 2) 資源ゴミ（段ボール等の紙類）・・・・・・・・・・月1回以上
- 3) 不燃物（ビン・缶類、小金属類、その他）・・・・・・・・月1回以上

6. 予定数量

本業務の予定数量は次のとおりとする。ただし、この数量は確約するものではなく増減することがある。軽微な数量の増減については精算しないものとする。

【筑後川上流総合管理所】

- 1) 可燃物・・・・・・・・・・135kg／月
- 2) 資源ゴミ・・・・・・・・・・20kg／月
- 3) 不燃物・・・・・・・・・・10kg／月

【小石原川ダム管理所】

- 1) 可燃物・・・・・・・・・・50kg／月
- 2) 資源ゴミ・・・・・・・・・・15kg／月
- 3) 不燃物・・・・・・・・・・5kg／月

【寺内ダム管理所】

- 1) 可燃物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85 kg／月
- 2) 資源ゴミ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 kg／月
- 3) 不燃物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 kg／月

7. 内容の追加等

廃棄物の内容に追加等がある場合、発注者及び受注者にて協議を行うものとする。

8. 単価の変更

契約期間内において、物価変動又は経済情勢の著しい変化により改定の必要が生じた場合は協議のうえ、単価の変更を行うことができるものとする。

9. 廃棄物の処理

廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、受注者の責任において適切に処理を行うものとする。

10. 損傷等

本業務の履行にあたって、庁舎施設等に損傷・汚損を与えないよう十分留意すること。損傷等を与えた場合は速やかに担当職員に報告するものとし、担当職員の指示に基づいて受注者の負担により、速やかに原形復旧を行うものとする。

11. 作業報告等

ゴミ袋は朝倉市の指定ゴミ袋以外を使用する。

作業報告については、収集場所ごとに数量伝票等を作成し提出すること。

12. 支払

請求書は月末締めとし、数量をとりまとめ請求書を提出すること。発注者は、請求書を受領してから30日以内に、銀行振込により支払うものとする。

13. その他

その他、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、受注者は必要に応じて担当職員と協議するものとする。

以 上

令和 8 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：

印

見 積 書

件 名：一般廃棄物収集運搬処理単価契約（筑後川上流総合管理所外）

(円：消費税抜き)				
場 所	数量/月	期間(①)	月額単価(②)	金額(①×②)
筑後川上流総合管理所	可燃物135kg 資源ごみ20kg 不燃物10kg	24ヶ月		0
小石原川ダム管理所	可燃物50kg 資源ごみ15kg 不燃物5kg	24ヶ月		0
寺内ダム管理所	可燃物85kg 資源ごみ10kg 不燃物5kg	24ヶ月		0
合 計				0

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先 1 ：

連絡先 2 ：

くじ用数値

--	--	--

請 書 (案)

1 件 名 一般廃棄物収集運搬処理単価契約 (筑後川上流総合管理所外)

2 場 所 福岡県朝倉市江川 1 6 6 0 - 6 7
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
福岡県朝倉市江川 2 8 1 5 - 2 0
独立行政法人水資源機構 小石原川ダム管理所
福岡県朝倉市荷原 1 5 1 6 - 6
独立行政法人水資源機構 寺内ダム管理所

3 期 間 自 令和 年 月 日

至 令和 1 0 年 9 月 3 0 日

4 単価及び廃棄物の種類

場 所	予定数量/月	月額単価
筑後川上流総合管理所	可燃物 135kg 資源ゴミ 20kg 不燃物 10kg	円
小石原川ダム管理所	可燃物 50kg 資源ゴミ 15kg 不燃物 5kg	円
寺 内 ダ ム 管 理 所	可燃物 85kg 資源ゴミ 10kg 不燃物 5kg	円

※消費税及び地方消費税を除く

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、
第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、毎月月末に1ヶ月分の実績数量を取りまとめ、その旨を報告し、発注者に確認を得なければならない。

第6条 受注者は、前条の規定により発注者の確認を受けたときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請

負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。

6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。

7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。

9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔 甘木 〕簡易裁判所又は〔 福岡 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

メール送信先 nyukei_chikugojouryu@water.go.jp

FAX 送信先 0946-25-0133

担当：独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 林田あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

所 長 前 田 剛 宏 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年9月17日に交付された「一般廃棄物収集運搬処理単価契約（筑後川上流総合管理所外）」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。